

天栄村特定事業主行動計画の実施状況 (令和4年度の主な取組状況)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

〈職員の勤務環境の整備に関する取組〉

(1) 各種制度の周知徹底

- ・ 該当者に対し、個別に説明を行ない、「仕事と家庭の両立支援」についての啓発に努めた。

(2) 超過勤務の縮減

- ・ 毎週水曜日のノー残業デーについて庁内放送により周知し、職員の意識改善を図った。
- ・ 勤務時間外における会議・打合せを自粛し、職員が早期退庁しやすい環境づくりに努めた。

(3) 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組

- ・ 育児休業中の職員に対し、電話・メール等により情報提供を行ない、円滑な職場復帰の支援に努めた。
- ・ 管理職に必要なマネジメント能力等の付与のため外部研修に参加し、職員のキャリア形成を支援した。